

1 2月4日 (木)
(第2日)

令和7年第4回高森町議会定例会（第2号）

令和7年12月4日

午前10時00分会議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第 1 議案第66号 高森町地下水保全条例の制定について

日程第 2 一般質問

議席	氏 名	事 項	要 旨
4	佐藤 武文	これまで佐藤武文が行った一般質問への対応及び自己評価、並びにこれに基づく令和8年度予算への反映について	①令和5年6月から令和7年6月まで9回の一般質問を行ったが、これを受けて町が行った対応の内容とその対応自体について行政としてどのように自己評価しているか ②自己評価または反省を踏まえた上での令和8年度予算の編成方針及び政策としてどのように反映する予定か
9	本田 生一	阿蘇アート&クラフトフェアについて	阿蘇アート&クラフトフェアの今後について ①町民の意見 ②町外からの来町・来場者の意見 ③今後の対応について

2	武田 栄喜	難聴に対する課題及び支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・教育現場において、児童生徒に対しヘッドホン難聴等のリスク軽減の取り組みは。また、今後の課題等への考えは。 ・現在健康増進事業において難聴に対する検診は、対象としていないが認知症リスク軽減の為に、導入すべきと思うが、町の考えは。 ・難聴は認知症のリスク因子であり、軽度、中度、重度では、標準的聴覚に対し、約2倍、3倍、5倍とリスクが高まる結果が報告されている。年代層を問わず軽度、中度難聴者にも支援をすべきと思うが、町の考えは。
---	-------	---------------	--

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番	白石 豊和 君	2番	武田 栄喜 君
3番	児玉 幸之助 君	4番	佐藤 武文 君
5番	甲斐 節男 君	6番	後藤 巖 君
7番	牛嶋 津世志 君	8番	後藤 三治 君
9番	本田 生一 君	10番	佐伯 金也 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(14名)

町 長	草村 大成 君	教 育 長	古庄 泰則 君
総 務 課 長	岩下 雅広 君	会 計 課 長	今村 親助 君
税 務 課 長	眞原 友紀 君	農林政策課長	芹口 孝直 君
健康推進課長	津留 大輔 君	生活環境課長	二子石 誠 君
政策推進課長兼TPC事務局長	住吉 勝徳 君		
住民福祉課長	石田 昌司 君	建 設 課 長	土井谷 顕 君
教育委員会事務局長	村上 純一 君	総 務 係 長	本川 幸 君
財 政 係 長	児玉 明 君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 緒方 久哉 君 議会事務局係長 久保田 一也君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君）おはようございます。

本日の出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
お諮りします。お手元に配付しております日程に従って議事を進めたいと思いますが御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

それでは、高森町議会運営基準を遵守し、日程に従って議事を進めてまいります。

-----○-----

日程第1 議案第66号 高森町地下水保全条例の制定について

○議長（牛嶋津世志君）日程第1、議案第66号、高森町地下水保全条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。生活環境課長、二子石誠君。

○生活環境課長（二子石 誠君）おはようございます。

議案第66号で御提案いたしました高森町地下水保全条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、条例制定につきましては、高森町の大切な資源でございます地下水の保全をするため、一定規模を超える揚水設備での地下水採取に対し、届出及び許可制にすることで規制するものでございます。

条例のほうを御覧ください。第1条は、条例制定の目的です。この条例は、地下水が町民の日常生活に欠くことのできない地域共有の貴重な資源であるとともに、地域経済の基盤になっていることを踏まえ、町、町民、事業者等が地下水は公共水であるとの認識の下に、協働してその保全に努めることにより、限りある水資源、地下水の有効活用及び恒久的な使用に寄与することを目的とするものです。第3条、第4条、第5条は、それぞれ町、町民、事業者における責務を規定しております。第6条は、揚水機の吐出口の断面積が19平方センチメートルを超える揚水設備により新たに地下水を採取しようとする場合、町との事前協議が必要であることを規定しております。これを踏まえた上で、第7条において、許可を受けなければならないことを規定しております。第10条では、揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートルを超え19平方センチメートル以下の揚水設備により地下水を採取しようとする場合は、届け出が必要であることを規定しております。第11条では、適用除外としまして、水道事業用として採掘する場合、農業のかんがい用に供する場合、個人又は集落で飲用及び生活雑用水に使用する場合は、適用しないことを規

定しております。第14条で審議会の設置を規定し、第15条で審議会での審議事項について規定しております。審議内容としまして、町が定める地下水保全に係る施策に関する事、許可申請があった場合の許可の適否に関する事、許可井戸に付随する設置内容の変更に関する事、その他町長が必要と定める事項に関する事としております。第27条では、無許可での掘削、許可内容の変更や町が行う立入検査を拒んだ場合の罰則を規定しております。

最後に、附則の経過措置には、この条例に規定する許可・届出が必要な井戸を既に設置している者については、許可採取者又は届出を行ったものとみなし、施行日から6か月以内に届出書を提出することを規定しております。その他必要な規定を各条にて規定はしております。

以上、概要を御説明いたしました。条例を制定するためには、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を経る必要がありますので、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯です。

非常に私たちが生活していく上において、水というのは命の源でございますから、関心が高い条例の提案でございます。今、高森町も皆さんたち近くの人たちから、ボーリングされてる人たちから話を聞かれると分かると思うんですが、年々地下水が下がってきておるという話を聞いております。ですから、農業用として地下水をくみ上げておられる方たちについても、非常にこういうふうになんか新たな地下水の採取をする事業者が出てくるということに対しては、戦々恐々ではないかというふうに思っております。ただ、憲法上、各個人がいろんな事業をする際における制約というのはないわけでありまして、ただ、それを各自治体が水についてどの程度重きに置いておるかというのが、この条例の厳しさの中で分かると思っております。ただ、この条例なんですが、基本となるこの条例案について、これはどこの条例を参考にされたものかということをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（牛嶋津世志君）生活環境課長、二子石誠君。自席からどうぞ。

○生活環境課長（二子石 誠君）今回、条例を制定するに当たりまして、まず一番に参考にしたのは熊本県の条例でございます。熊本県におきましては、条例の中で地域を三つに分けておりまして、重点地域、指定地域、その他地域となっております。重点地域につきましては、今回、条例を出した内容と同じような届け出、許可制になっておりますが、高森町はその他地域に入っております。緩い規制というふうになっております。そのほか、近隣の市町村等の条例等を確認しましたが、阿蘇郡

市内で制定してあるのが、阿蘇市、南阿蘇村、西原村でございまして、その中で一番厳しいのが阿蘇市でございました。阿蘇市が熊本県の重点地域と同じような内容でございましたので、そこを参考にして今回制定をしたものでございます。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君） 10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番、佐伯です。

この条例を見ても、私は、熊本県が作った条例の中で作ったと言われますけれども、重点地域ということでもありますけれども、実際、生活をしておる私たちからすれば、生活水がこの程度の条例で守られるものかというふうに疑問を持っております。その中で一つ考えられるのが、要するに26条に書いてある町長はというところであるんですが、正当な理由なくして当該勧告又は命令に従わないときは、町民等へ情報提供に資するため、その氏名等を公表することができるか、過料の5万円以下とか書いてあるんです。今、4インチの地下水掘削をしたときに、150メートルぐらい掘るやつで通常600万円から800万円ぐらいかかるわけですね、ボーリング掘削事業というのがね。恐らく企業的にしようと思うときは、またそれ以上の金額で掘削をされるわけで、5万円の過料というのは、その消費税にも値しないわけです。そうすると、企業がボーリング業者に対して支払う工事代をちょっと上乘せすれば、その程度のことはできるわけでありまして。ですから、この過料が高いか安いかということを考えれば、私はこの過料については安いというふうに思っております。

それと、あと町民へその業者のことを情報提供、氏名等を公表するということでもございますが、もし町外の方がそういうことをされたとして、町外の企業であったり個人であったりもする人たちの氏名を町民の皆さん方に公表したとして、何の影響があるかということです。何も影響はない。だから、別に痛くもかゆくもないような罰則になってしまうような気がいたします。ただ、今後、町の事業に対して、そういう業者や個人が関わってくる際においては、当然、何らかの影響は出てくるものだと思っておりますけれども、ただ、これだけでは浅いような気がします。できれば、これをやる事業者の氏名等を公表する際においては、この工事をする業者等も公表すれば、逆に工事をする業者だったら、今から先いろんなところでボーリング事業をしていくというときに、それが足かせになってくる可能性があると思っております。ですから、事業者についてだけ公表するというやり方がこれがいかなものかということです。ですから、それができるかできないかということは、今後、法的になる問題も絡んできますので、それについて、この件については恐らく委員会等に付託される案件だと思っておりますので、その委員会等に付託される前に、法的

に今申し上げたことについて網をもう少し強めることが可能であるのか可能でないのかということ、次の委員会のときに持って来ていただきたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、水資源対策特別委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は水資源対策特別委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第2 一般質問

○議長（牛嶋津世志君）日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。4番、佐藤武文君。

○4番（佐藤武文君）おはようございます。4番、佐藤です。

本日は、私がこの議場に立たせていただいてから10回目の一般質問になります。令和5年6月定例会から今年6月の定例会まで9回の一般質問をさせていただき、様々な政策について町の考えをただしてまいりました。そのたびごとに真摯に御答弁をいただき、改めてお礼を申し上げます。

ところで、草村町長は、令和5年4月から4期目を務めていらっしゃいますが、令和8年度当初予算は、草村町長がこの任期中に編成される最後の本予算となります。様々な政策はほとんどが予算に裏づけられるわけですから、令和8年度当初予算の編成を控えるこの時期だからこそ、今まで私が一般質問でお尋ねしてきた政策について、これまでどのように対応されてきたか。町としては、その対応の成果、効果をどのように評価されているか。また、その評価を令和8年度予算にどのように反映されるのかを伺いたしたいと思います。質問は様々な内容であり、内容ごとに伺いますとかなり時間がかかりますので、担当課ごとに答弁をいただいたほうが分かりやすいと思いますので、よろしく申し上げます。

まず、令和5年6月定例会では、子育て政策の基本理念やこども計画の策定スケジュールなどについて伺いました。これを機に、町はどのように対応されたか。また、令和8年度予算にどうつなげていかれるのか、住民福祉課長に伺います。

○議長（牛嶋津世志君）住民福祉課長、石田昌司君。

○住民福祉課長（石田昌司君）おはようございます。

子ども・子育て対策に関して、まず町が行った対応の内容ですが、令和5年6月の子ども未来係設置後、ライフステージに合わせた切れ目のない子育て支援に取り組んでおり、結婚、妊娠・出産、就学前、さらには就学後の子育て支援の充実を図ってきました。子ども未来係設置後に始めた主な事業として、結婚期では、くまもと出会い結婚支援センターへの加入、妊娠・出産期では、パパママ応援・子育てスタート用品レンタル事業や、産婦健康診査費用助成、就学前期では、パパママ応援・在宅育児支援手当支給事業やパパママ応援・入園祝い金支給事業、就学後の子育て支援では、パパママ応援・子育て安心医療相談事業や病児・病後児保育事業開設などがあります。

また、令和7年3月には、高森町こども計画を策定し、「将来の子どもたちに誇れるまちづくり、全国に誇れる高森町へ」を基本理念に経済的支援と精神的支援を継続的に実施しているところであり、子育て世代から好評を得ており、また、県内外の市町村行政又は議会からの視察も年々増えている状況であり、期待していた効果が出ているものと感じております。先週11月25日も津奈木町議会が、高森町の子育て支援施策についてということで視察に来られています。

次に、令和8年度予算編成への方針、政策への反映ですが、これまで行ってきた事業を継続、ブラッシュアップするとともに、今年4月に町の子育て支援策を掲載した子育てハンドブックを発行いたしましたので、メディアやイベントなどを通してさらなる情報発信を行い、子育て世帯の移住・定住につなげていきたいと検討しております。

また、老朽化しています子育て支援センターなど子育て支援施設の充実を図り、誰もが使いやすい訪れやすい場を用意することも検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）4番、佐藤武文君。

○4番（佐藤武文君）4番、佐藤です。

今、住民福祉課長から答弁がありましたけれども、子育て世代のニーズに応えながら、さらに子育て支援を充実していただきたい。また、子育て支援センターなどの施設改修等に当たっては、現場で働く方々の声を最大限に尊重していただいて、有効な施設にしていきたいというふうに思います。

次に、令和5年9月定例会では、過疎化が進む地域対策等について伺いました。その後の過疎地域対策はどうであったか、総務課長に伺います。お願いします。

○議長（牛嶋津世志君）総務課長、岩下雅広君。

○総務課長（岩下雅広君）おはようございます。

令和5年9月定例議会で行われました一般質問の総務課案件でございます、過疎化地域対策についてお答えいたします。

まず、その対応内容及び行政としての自己評価につきましては、令和5年10月17日に、第1回山間地域課題検討委員会を開催いたしまして、令和5年度中に計3回の検討委員会で、山間地域における課題の洗い出しを行いまして、その中でも本年度4月から出張所業務の郵便局委託を実施しております。草部郵便局で月約10件、野尻郵便局で月約五、六件程度の証明書発行業務の実績があります。出張所業務を郵便局に委託することで、山間地域における郵便局の存続が図られているところです。今後はさらに利便性を高めるために、納付書の再発行業務等について委託契約に追加するため、郵政局のほうに協議を行っております。

また、令和8年度予算への反映につきましては、本年度中に山間地域課題検討委員会を開催いたしまして、お隣の南郷谷整形外科医が閉院しましたことや、町民バスの減便などの新たな課題に対する検討を行いたいと思います。その上で課題解決に必要な予算措置などについて、令和8年度の予算に計上させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）4番、佐藤武文君。

○4番（佐藤武文君）4番、佐藤です。

過疎地域対策は、それこそ課題も多種多様であり、今、総務課長が全庁的に取りまとめて答弁をいただいた形になりますけれども、今後も全庁的な対応を取ることをお願いをしたいと思います。

次に、令和5年12月定例会では、介護現場を支える人材の確保について伺いました。その後の介護現場の人材確保対策や介護予防について、健康推進課長に伺います。

○議長（牛嶋津世志君）健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長（津留大輔君）おはようございます。

健康推進課では、令和5年第4回議会定例会において、介護現場を支える人材の確保について一般質問がございました。あれから2年が経過し、65歳以上の人口は10人増加して2,585名、高齢化率は1.5%上昇して44.9%となりました。

一方、要介護認定者数は471名から450名に減少し、要介護認定率も18.0%から17.4%に減少しております。介護人材の確保につきましては、町独自の介護人材確保緊急3か年事業を新たに構築し、令和6年度から実施しております。

この事業の成果としては、現在までにケアマネ新規就職1名、介護施設カムバック就職4名、介護施設新規就職1名、移住定住による介護施設就職1名の新たな介護人材を確保することができました。

また、この事業では、ケアマネ及びヘルパーの継続支援として、資格の取得更新費の全額補助や勤務の継続に対する最大30万円の支援金支給を行っており、事業開始以降、ケアマネ及びヘルパーの離職流出はありません。居宅介護支援事業所数については、6事業所で増減はありません。居宅ケアマネは1名増加し10名となりましたが、常勤ケアマネ3名以上の特定事業所加算を受けるに至った事業所は、現在もありません。担当課の自己評価としまして、介護予防につきましては、現在も通いの場の取組を継続しており、介護認定率が減少し続けていることが事業の成果だと感じております。人材の確保につきましては、人材の離職、流出を防ぐことはできておりますが、新たな人材の確保については、想定していた成果が出ていないのが現状です。令和8年度予算では、引き続き介護予防事業に取り組むための集落支援員の事業費を計上予定です。

また、介護人材確保緊急3か年事業の最終年度として、支援金の予算を計上予定です。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）4番、佐藤武文君。

○4番（佐藤武文君）4番、佐藤です。

今、健康推進課長から答弁がありましたけれども、人口は年々100人ずつぐらい減少しているわけですが、65歳以上のいわゆる高齢者と言われる数字は2,590人前後で推移して、ほとんど最近は変わっていないんだと思います。ですから、高齢者の率が徐々に上がっていくのは、もうこれは仕方がないというふうに思います。ただ、通いの場の充実から健康を維持する方が増えたとして、介護認定が少なくなるということは、非常に喜ばしいことであると思います。

また、介護現場の人材確保対策や実績がどうであったかについては、今回の一般質問の主な目的の一つでもあります。介護現場の人材確保が容易でないというのは、誰もが思うことでもありますけれども、さらなる支援をお願いしておきたいというふうに思います。

次に、令和6年3月定例会では、南阿蘇鉄道高森駅周辺整備と観光振興及び九十九曲がり自然公園の整備について、また、令和6年6月定例会では、人口減少対策について伺いました。その後の駅周辺整備後の観光振興対策及び移住定住対策について政策推進課長に、九十九曲がり高森自然公園と町営住宅の整備について生活環境課長に伺います。

○議長（牛嶋津世志君）今、生活環境課長ということでございましたが、政策推進課長のほうの答弁でよろしいですか。担当が政策推進課ですので。

〔「公営住宅は生活環境課」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）まずは南鉄のほうから。

○4番（佐藤武文君）再度申し上げます。4番、佐藤です。

その後の駅周辺整備後の観光振興対策及び移住定住対策については政策推進課長に、九十九曲がり高森自然公園と町営住宅の整備について、生活環境課長に伺いますと申し上げたつもりでしたが、間違っていたなら以上のように訂正いたします。

○議長（牛嶋津世志君）政策推進課長、住吉勝徳君。

○政策推進課長兼T P C事務局長（住吉勝徳君）おはようございます。

まず、観光対策のことについてお答えいたします。観光対策としては、令和7年4月より高森駅交流施設及び芝生広場の管理は指定管理となっており、高森観光推進機構が交流施設はカフェとして運営し、芝生広場はイベント等を実施しております。その高森観光推進機構が中心となって様々なイベントを実施しております。毎月1回、交流施設等でTAKAMORIバル、にゃんてつマルシェ等を実施し、芝生広場ではキッチンカーのイベント、商工青年部のイベント、各種団体のイベントを実施をしております。

また、電動キックボード、レンタサイクル等の貸出しや、高森駅周辺の散策マップ等も作成して配布をしております。

さらに、令和7年4月から、高森駅前賑わい創出オーバーツーリズム解消事業で、トゥクトゥクの運行を開始しております。運行は、11月末までの土日祝日の運行を行ってまいりました。

なお、11月末をもってトゥクトゥクの運行は今年度は終了しておりますが、4月から11月までの延べの日数といたしまして84日間運行いたしまして、延べ6,472人の方が乗車をされております。おおむね1日平均77人の実績となっております。さらに、令和7年7月からライドシェアの実証実験の運行を再開しており、高森駅からの二次交通の充実も図っております。令和8年度においても、高森駅前賑わい創出オーバーツーリズム解消事業やライドシェア事業、地域おこし協力隊や集落支援員の予算を計上予定であります。

次に、移住定住対策といたしましては、空き家バンク制度を活用し、年間二、三件の成立ができております。また、移住定住促進新築建設補助金や中古住宅取得補助金についても、年間5から7件程度の採択を行っております。また、移住定住や空き家対策としての地域おこし協力隊を採用しております。令和8年度においても移住定住対策については、継続して予算を計上予定であります。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）生活環境課長、二子石誠君。

○生活環境課長（二子石 誠君）九十九曲がり高森自然公園の整備につきまして、令和6年3月議会で御質問いただきました。千本桜については、令和6年度から整備を始め、令和8年度で整備を完了させる計画としております。今年度は千本桜の中間に当たる区間を整備しております。

令和8年度については、残り頂上までの整備について予算を計上したいと考えております。整備内容としましては、桜古木や雑木等の撤去、桜や紅葉の植樹、遊歩道、ガードレール、展望所など工作物の整備を行っております。

また、維持管理として、高森峠一帯の草刈りを年1回、千本桜のメインどころであるお花見広場周辺の草刈り、桜の消毒等を年4回継続して実施しております。

令和6年度において、お花見広場周辺の桜の植樹等行っておりますが、植樹した桜の定着が2年から3年ぐらいして安定すると言われておりますので、整備完了となる令和8年度末には成果が現れるのではないかと考えております。今後も桜の観光名所としてふさわしい公園になるよう努めていきたいと考えております。

次に、令和5年9月議会で御質問いただきました老朽化した町営住宅の整備について、本町は17団地250戸の町営住宅管理しており、そのうち老朽化している7団地、横町、山王園、村中、村中B、村中中、中川原、町園の93戸については、退去後に次の入居者を入れない、いわゆる政策空き家措置を取っており、現在、41戸が空き家となっております。令和7年度より官民連携事業となるPFI方式による建て替えについて事業推進を行っており、本年度は国土交通省が募集した直轄事業を民間事業者が事業主体となり募集したところ、採択され、事業を進めております。現在、町内事業者、金融機関、議会議員代表、行政等で構成した検討会や研修会の実施、現入居者へのアンケート、民間事業者や地域関係者等へのヒアリングを実施しているところです。令和8年度も引き続き可能性調査、基本計画の策定及び民間企業のノウハウを提供いただくための予算を計上し、令和10年度には工事着工する計画で進めております。現在、計画している中川原団地の集約建替事業は、老朽化住宅に対する施策であるとともに、位置的に好条件な場所にあることから、高齢者等に優しく、子育てに最適なまちづくりに寄与する施策であるものと評価しているところです。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）4番、佐藤武文君。

○4番（佐藤武文君）4番、佐藤です。

今、政策推進課長から観光振興等に答弁がありましたが、その中でもライドシェ

アをはじめ二次交通の整備というのは、やはり今からさらにブラッシュアップ、進化させていかなければならない喫緊の課題ではないかというふうに思います。今後効果的な取組がなされるよう期待をするところです。

また、高森自然公園整備については、名所復活と、それから、将来の町営住宅の整備については、これからのまちづくりの起爆剤になるのではないかと大きく期待をしているところです。

次に、令和6年12月定例会では、文化財保護と文化活動対策について伺いました。教育委員会のその後の対応について、教育委員会のほうから答弁をお願いしたいと思います。

○議長（牛嶋津世志君）教育委員会事務局長、村上純一君。

○教育委員会事務局長（村上純一君）おはようございます。

令和6年12月高森町議会一般質問の文化財保護及び文化活動の対策につきまして、その後の教育委員会の取組状況についてお答えいたします。

文化財の保護については、今年度、高森町ふるさと応援文化拠点継承事業を整備しまして、町指定文化財及び未指定文化財を含む文化財拠点の保護活用を図っております。この補助事業を活用した未指定文化財の保護につきましては、各地域が将来にわたって維持、活用していくことを条件としておりますので、今後、高森町指定文化財候補リストに搭載し、文化財保護委員会の意見を踏まえながら、町の文化財指定に向け検討を進めてまいります。

次に、阿蘇郡内に所在する1,900基余りの甲斐有雄さんの道しるべにつきましては、文献、民俗学を含む総合的な調査には至っておりませんが、町の文化財保護委員会に意見を求めました結果、甲斐有雄さんが残した業績は地域史、交通史などに多岐にわたる貢献がございますので、保護の必要性があると文化財保護委員会はされております。この意見を踏まえ、当町では道しるべ研究の専門家や民間調査グループへの協力を得ながら、甲斐有雄さんに関する総合調査方法の着手について検討してまいります。

また、指定文化財に設置している標柱の件につきまして、文化財保護委員会と把握したものとして、誤記されたもの、また老朽化しているもの、未設置のものがあることが分かっております。文化財に設置します標柱は、文化財の所在を把握、開発事業者による文化財の無断改変防止することを目的としておりますので、令和8年度予算に計上しまして、未設置のものから計画的に標柱を設置してまいります。

最後に、当町における全体的な文化財保護計画についてお答えいたします。古庄教育長が答弁しました当町の文化財の総合計画である文化財保存活用地域計画の策定については、本年11月に当町の文化財保護委員、また文化財担当者が文化庁主

催の当計画に関する研修会に参加しまして、その重要性について協議をしております。

また、先ほどから答弁していますとおり、高森町ふるさと応援文化拠点継承事業は、本町の文化財保護とその継続活用を目的としていますので、文化財単体の個別的な対応ではなく、地域全体を見通した中長期的な文化財保護の必要性があると評価しているところでございます。この高森町ふるさと応援文化拠点継承事業を通じて、本町の未指定文化財をおおむね把握することができますことから、今後、これらの文化財を体系的に地域の文化財を適切に保存し、文化財を地域の資源として学校教育、また観光振興、地域コミュニティスクールへ活用するために、高森町ふるさと応援文化拠点継承事業が完了した後に、文化財保護法に基づいた適切な保護体系の構築に向けまして、町の文化財保存活用地域計画の策定に向けて着手すべきものと考えております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）4番、佐藤武文君。

○4番（佐藤武文君）4番、佐藤です。

今、事務局長から答弁がありましたけれども、令和7年度では、高森町ふるさと応援文化拠点継承事業に取り組んでいただいて、多くの方から好評を得ているのではないかと思いますし、各地域がこのことを中心に、さらにコミュニティがしっかりしたものになったのではないかなというふうに考えております。文化財は、まさしく高森の心でありますので、教育長も触れられたように、文化財保護活用地域計画が早期に策定されるよう希望いたします。よろしく願いいたします。

次に、令和7年6月定例会では、頑張る農業の皆さんを応援する政策について質問いたしました。農林政策課長にその後の対応等について伺います。よろしく願いします。

○議長（牛嶋津世志君）農林政策課長、芹口孝直君。

○農林政策課長（芹口孝直君）おはようございます。

令和7年6月定例会一般質問をいただき、次のとおり取り組んでまいりました。

まず、新規就農の現状と対策についてですが、今年度は、農業師匠事業主体の熊本県と連携強化を図り、農業師匠制度の充実化、長期的な制度実行のために農業師匠の更新や新規参入に向けた協議を現在開始しております。

また、今年度事業実施しております農業師匠バックアップ事業の現在の受入実績は、5名となっております。令和8年度予算反映に向けては、農業師匠及び農業体験参加者の意見、感想等を踏まえ、事業内容を精査し、引き続き予算を計上したいと考えております。

次に、農業者の支援についてですが、基幹産業である農業を守るために、町独自の支援策を取るべきではとの意見をいただきました。今年度は、スマート農業の推進のためのふるさと応援農業DX事業や林業機械の購入のためのふるさと応援林業活性化事業を新設しております。現在の申請実績は、ふるさと応援農業DX事業が2件、ふるさと応援林業活性化事業が5件となっております。農林業者から非常に好評をいただいております、要件の厳しい国や県の事業よりもはるかに取り組みやすいとの声をいただいております。まさに出口は町民のふるさと応援寄附金を活用した事業であり、納税者に対しまして心から感謝を申し上げたいと思っております。令和8年度予算についても、このふるさと納税の財源を有効に活用していきたいと考えております。

次に、農地の保全についてですが、まず、中山間地域等直接支払事業が、今年度から第6期に入り、つなぐ棚田遺産に登録されております菅山の棚田群に対して、棚田地域振興活動加算の措置が付与されております。菅山地域では棚田だけでなく、周辺環境整備に対しても助成できる体制を整えました。今後、棚田オーナー制度についても継続的に地元との協議を進めてまいりたいと考えております。

また、令和8年度予算についても、この中山間地域等直接支払事業及び多面的機能支払交付金事業をうまく活用し、地域の農業者と連携して農地の保全に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）4番、佐藤武文君。

○4番（佐藤武文君）4番、佐藤です。

今、農林政策課長から、特に棚田のオーナー制度についても触れられましたが、このことについては、今月17日ですか、子ども議会が開かれ、その中でもいろんな提案がされると思いますので、そのことも提案も十分聞きながら今後につなげていただくとありがたいかなというふうに思っております。令和7年6月定例会の一般質問の際、町長が答弁されましたように、農業政策は非常に難しいものですから、今後も様々な見地から意見を出し合って、よりよい政策が構築できればというふうに考えております。

今、7項目についてお尋ねをしてまいりましたけれども、最後に、令和8年度当初予算を編成するに当たり、町長のお考えがどうであるかということをお聞かせいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋津世志君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）多くの一般質問をやっていただきまして、ありがとうございました。

また、今回、効果をどのように評価ということですので、当町の役場の職員が非常に頑張ってるなということ、今、私自身、再認識をしたところでございます。評価としては、とても私から見てできてるほうではないかなと思います。当然、できてないこともありますし、それは、佐藤議員のみならず多くの議員さんからの提案もできてることとできてないことがあると思いますが、来年度、草村町政16年目の最後の予算、このできたことをさらに進化させるべき予算編成に挑みたいというふうに思っております。その中でとても大事なことは、全ての案件に関して必要なものは財源でございまして、この財源をしっかり確保したいというふうに思っております。これまで、今後10年間及びそれ以降にわたる必要性がある事業等に関しましても、私と議員さんの任期のみならず、そこを本来は超えての議論はできませんが、現時点としてできることは、財源を確保するという、そこに重きを置き、議会をお願いをして諮りまして、基金条例を幾つも作らせていただきました。

まずは、これまで全国から多くの応援をいただいた寄附者の意向にきちんと沿った形での基金への意向をしっかりしたいというふうに思っております。その上で、令和7年度も全国の皆さんから寄附等をいただいております。しっかり活用したいというふうに思っております。

それと、先ほど住民福祉課、総務課を含む七つの課が答弁をさせていただきましたが、全てにおいてよいことは、これはもう継続していきますが、今回、新しく令和7年度に始まったたかもりポイントカード、つまり労働ではなくて地域貢献が価値を生むこれは制度になっておりますので、全てにおいてたかもりポイントカードを絡めていくような形ができれば、とてもまとまりが出てくるのではないかなというふうに思います。

まず、住民福祉課も課長が答弁したとおりでございますが、経済支援は経済を継続ができる財源の担保がとても必要かなと思っております。

それと、総務課に関しては、これは町全体のことを、今後も令和8年度も考えて、足元の行政の部分と町全体のところをしっかり考えていきたいと思っております。特に議会議員の皆さんに今後提案をさせていただきたいと思っておりますのが、地域資源の独占乱用リスクを防ぐような施策を令和8年度に提案をしたいというふうに思っております。その一つが、今回、先ほど佐伯議員からアドバイスいただきました水資源、地下水の条例もそうでございますが、やはり今後、現在、国としては法整備ができてはおりますが、非常にそこも議論されております。町としてできること、地域資源の独占乱用リスクを防いでいきたい、そういう対策をやっていきたくと総務課としては思っております。

健康推進課もおかげをもちまして介護人材、現時点がいいと思っておりますが、今後は

介護職員として働きたい人に情報を伝えること、ここに重きを置きたい。介護職員として働きたい人に高森町の情報をちゃんと伝えること。それと、現在の事業者と今回の政策をもって従事していただいた職員の皆さんへのアンケート調査が必要というふうに考えておるところでございます。引き続き継続させていきたいと思えます。

政策推進課に関しては、これは先ほど課長が答えたとおりでございます。さらに令和8年度に関しましては、エンタメ業界との連携というのも評価をいたしますが、やはり、町民の皆様が求められてる町内の空き地活用だったり、宿泊施設等々の誘致ができないかというお声も会議の中で上がっておりますので、しっかり真摯に耳を傾けていきたいと思えます。

生活環境課におきましては、名所復活ということで、名所は千本桜もございませうが、名所リニューアル、湧水公園リニューアルの計画を当初予算で出させていただきますというふうに考えております。それと、もう一つ、明確にしておきたいことに関しましては、水道の管理計画、これはアセットマネジメントのスタートを令和8年度当初でぜひ計画をするためのスタートを切りたいというふうに考えております。町営住宅に関しましては、ほかの議員さんからも多々これまでアドバイスいただいております。民間としっかりタッグを組みながら、まずは大事なことは、現入居者の方に丁寧な説明をして御理解をいただくことというふうに考えております。教育委員会に関しましては、ふるさと応援文化拠点継承事業、大変議員も喜ばれてるということですが、地域が大切にす文化拠点をさらに持続的に維持し、発展していくこと、このことがとても今後の政策に生きてくると思えますので、今年度議会議員の皆さんから御理解いただきました。来年度もこの事業はさらにバージョンアップをさせていただきますと思えますので、その節は、いろんなアドバイスをいただければと思えます。

それと教育委員会、県立高森高校もマンガ学科の推進室持っております。県立高森高校を卒業する、ここに3年間通っていただいた高校生は、高森町の将来の人材の宝の一人でございます。どういう位置づけであろうがそうなるというふうに確信を持っております。現在、卒業後、就職及び大学の場合には、高森を出て大学に進学される。専門学校や短大に進学されるわけでございますが、さらに高森に残っていただいて、高校3年間で学ばれたことを一つ上の学びができるような環境を町としてバックアップできないかなというふうに思っております。これは県教育委員会や熊本県の仕事かもしれませんが、高森町は県立高森高校に地元に通っていただく生徒に関しては、やはり高森の人材、それも将来の本当宝というふうな位置づけをしておりますので、そういうところも考えていきたいし、そういう活動を私自身、

町長として自ら先頭バッターに立って行きたいというふうに思っております。

そして、農林のほうもお答えをさせていただきました。やはり、全国の農業者、これ平均同じだと思いますが、先ほど課長も答弁をされたかと思いますが、異常気象による高温対策に対してが、やっぱり喫緊の課題かなというところは足元ですごく感じているし、思ってるところでございます。先般、議会で答えました理想の独自制度として、大変難しいとは思いますが、高森バージョン個別保障制度（仮称）ですね、これの創設は1年では無理かと思いますが、一番大きな課題は財源の確保というところでございます。首長と議会が同じ方向に向いて、やはりどこを大事に守って継続して行っていただくのか。守っていただくためには何が必要なのかと。もうザクとした話ではなく、バシッとそこに点の答えのところをきちんと出した上で、こういう制度設計もやはり議会と話し合っていきながら、1年間かけてやっていく価値は十分あるのではないかなというふうに考えております。

何はともあれ、財源が必要でございます。これまで高森町にいろんな形で協力していただいた全国の方々が、これに使っていただきたいということをしっかり出されておりますので、当然、町の町民の皆さんの税金の使い方と同様に外部からいただいたお金に関しましても意向をしっかり守って、どこから言われても高森町としてはこうですということを言えるような当初予算に反映させていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（牛嶋津世志君）4番、佐藤武文君。

○4番（佐藤武文君）4番、佐藤です。

町長には御答弁ありがとうございました。令和8年度当初予算の編成の説明をブレでしていただいてありがとうございました。今後も一般質問を通しながら町民の皆さんのニーズに応えられるように、私どもも質問をさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、私が冒頭、これまで9回の一般質問をさせていただいたと申しましたけれども、今回は、DX推進、デジタルトランスフォーメーションの推進と安心安全のまちづくりについては、時間の都合もありましたので質問をさせていただいておりません。今後も検証と深掘りを重ねながら、私が個人的に掲げております楽しく暮らす高森町を目指したいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いしたと思います。本日はありがとうございました。これで終わります。

○議長（牛嶋津世志君）4番、佐藤武文君の質問を終わります。

お諮りします。ここでしばらく休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

それでは、11時15分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君）休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

9番、本田生一君。

○9番（本田生一君）おはようございます。9番、本田です。

今回の定例会におきまして、一般質問のお許しをいただきまして、誠にありがとうございます。今回の質問につきましては、阿蘇アート&クラフトフェアについてありますけれども、今後の対応についてということで、まず一つ目に、町民のお声、意見、そして、町外、県内外からの来町、来場された皆さん方の声を基に、今後の対応、対策についてということで質問をさせていただきます。この質問だけでございますと、少々時間があまりかかりませんので、このクラフト展を今まで開催をされてきました阿蘇フォークスクールについて、少しだけ御紹介をさせていただきます。

2003年、平成15年であります。4月1日に高森小学校、色見小学校、そして上色見小学校の3校が統合して、現在の高森中央小学校が誕生いたしております。当然、その年の3月31日、高森小学校、色見小学校、上色見小学校の小学校が廃校になっているわけでありまして、前の高森小学校がそのまま今の高森中央小学校になっておりまして、残りの色見小学校、上色見小学校は、廃校になったわけでありまして、その当時、町の計画では、校舎はもう古いということで、校舎等については解体の計画であったと思います。色見小学校は、その後、解体をされて、その後に色見保育園、そして色見総合センター等が建設をされております。上色見小学校も町の計画では同様の解体の予定であったと思います。しかしながら、地域住民の皆さんが、この校舎は解体をしないでほしいとの要望と陳情等がなされておったと思います。なぜかと申しますと、その当時の上色見の状況であります。これはもう二十四、五年前になりますけれども、学校は統合になると。

また、その当時、上色見には農協の支所もございました。その支所の廃止の問題も出ておりました。また、色見郵便局もなくなるのではないかという話が出ておった、そういった状況の中でございました。しかしながら、郵便局のほうは、その後新しく建て替えられまして、今では地域の大事な金融機関の一つであり、親しみのある郵便局であります。この周辺、もう皆さん方御存じのとおり、上色見熊野座

神社がございまして、大変にぎわっている場所でもあります。

また、農協の支所においては、その当時は本当に農業の従事者も多く、貴重な農協でございました。金融機関、購買もあり、またスタンドもあったということで、農業従事者だけでなく地域住民の皆さん方の本当に多くから利用されていた農協の支所でございました。この支所の中、私ども夏場の雨の降るときでもあったり、農閑期の冬、仕事が暇なときには、この農協の支所の中が本当に憩いの場所的存在でもあったと思います。

○議長（牛嶋津世志君） 9番、本田生一議員に申し上げます。質問の内容にそぐわない案件かと思えます。もう少し簡潔に進められて質問されてください。

○9番（本田生一君） はい。その後、この農協も廃止になっておりますけれども、このような状況でありました。そういったことで上色見が寂しくなるというようなことで、この校舎を残してほしいというような地元の皆さん方の要望でございました。

しかしながら、先ほど紹介いたしましたように、学校の校舎等も古いというようなことで、町の計画としては同様の解体をするというようなことでございましたけれども、再三再四にわたりまして、地域の住民の皆さん方が、この地域に残して上色見小学校を地域のよりどころとして使わせていただきたいというような要望等が長く続けたわけでありまして、町としては、これはもう本当に貸すことはできないというようなことでありましたが、町としてこれはもう苦渋の選択であったと私は思いますが、それほど言われるのであれば、この校舎は貸すことはできないけれども、無償でもう皆さん方に譲渡しましょうというようなことになり、その後、NPO法人阿蘇フォークスクールが開設をされております。その後、地域住民の皆さん方、また、町民の皆さんへの会員への募集等がなされ、多くの会員の皆さん方になっていただきました。そして、御協力と御支援等をいただいたわけがあります。

最初に行われたのが、閉校になった学校跡地の用途について、県内外の施設の研修等が行われております。また、校舎内は教室等が幾つもございまして、その一部を開放し、工芸家、作家の皆さん方が利用され、体験学習などが行われておったところであります。また、県内外からのお客様がこの場所を会議、研修の場所として使われておりました。学校の校舎内には、地域の写真等が幾つも貼ってございましたけれども、今、荒牧英男さんの写真展が10月17日から12月10日まで、阿蘇フォークスクールで第7回の荒牧英男写真展が開催をされております。この写真展は上色見の歴史が本当に分かるような写真でございまして、皆さんがなつかしく見学においでになっておられておる状況でございます。

それから、フォークスクールのスタッフの皆さん方が、地域のいろんな各種行事

等に協力をしておられましたけれども、地元の皆さん方の誤解であったり、理解の得られなかった面も多々あったかと思えます。今は上色見のいろんな各種行事等においては、上色見をよくする会というのがございますけれども、そのよくする会というのは、駐在さん方をはじめ区長さん、そして、婦人部の幹部の皆さん方の集まりの会でございますけれども、この会が今、上色見のいろんな各種行事等はなされているような状況でございます。

では、本題に入らせていただきますけれども、フォークスクールの最大の行事、イベントでありました阿蘇アート&クラフトフェアについて質問をいたします。

阿蘇アート&クラフトフェアは、全国の工芸家、作家の皆さん方、130名ほどの皆さん方がこの高森町に来町され、フォークスクールの会場に出展をされ、そして即売されるわけでありまして、阿蘇フォークスクールの開設から今年の10月11、12、13日、開催をされまして、第20回の開催となったわけでありまして、当初はフォークスクールの会場で年1回、そして、数年後には、町民体育館がございましたけれども、この町民体育館で春に開催をされました。そして、秋にフォークスクールの会場というようなことで、年2回の開催によって、多いときには年間に1万人以上のお客様が来場されていた阿蘇アート&クラフトフェアでありました。

しかし、今回のイベントで終わりになったわけでございますけれども、まずは町民の方の御意見を御紹介をさせていただきます。私はもう皆さん方御承知のように、阿蘇フォークスクールのスタッフとして駐車場係を今ままでしております。そういう関係でお客様と話す機会が多くあったわけでありまして、また、町民の皆さん方から見れば、私が議員であるということもあり言われたのだと思っておりますけれども、この阿蘇アート&クラフトフェア、今回で終わるとのことだけ、これだけのお客様がこの高森町に来町、来場されているイベントであると。これは町の観光の一つでもあるのではないですかというようなことを言われました。今後、何らかの形でやっていく方法がないものかということですが、私も本当にもったいないなというような気持ちがいたしますけれども、何らかのいい方法がないものか、最初に政策推進課長にお伺いをいたします。お願いします。

○議長（牛嶋津世志君）政策推進課長、住吉勝徳君。

○政策推進課長兼TPC事務局長（住吉勝徳君）阿蘇アート&クラフトフェアについてですが、まず、本田議員をはじめ地元実行委員会の皆様におかれましては、20年間、大変お疲れさまでした。毎年、町内外から高森町に多くの方が来町され、多いときには1万人以上が来町されたと先ほど本田議員もおっしゃっております。高森町には欠かせないアート&クラフトフェアではなかったかと思っております。これ

も実行委員会等の皆様方の御尽力のたまものではないかと、大変感謝をいたしております。

さて、このアート&クラフトフェアですが、観光の面から考えますと、高森町に多くの観光客の方が来られることは、メリットしかございません。さらに、根子岳をたたく景観も非常に魅力的で、来場された方は喜ばれるのではないかなと思っております。そのようなことで、今後どのようにするかは、今の段階でははっきりしたことはお答えはできませんが、地元の方々や関係機関など、今後、協議が必要になってくるのではないかと考えております。

以上です。

○9番（本田生一君）ただいま政策推進課長の答弁でありますけれども、本当に私どもの地元のフォークスクールが今まで開催をしてきたことについての感想等につきまして、大変褒めていただきましたけれども、今後についていろいろとよろしく願いをしたいと思っております。

では、二つ目に、町外の県内外からの来場者の意見でありますけれども、これは今の町長さんだけでございませんけれども、このクラフト展は今の町長さん、前町長さんの時代から始まっているわけでありましたが、ここにおいでになった、来町、来場された皆さん方の第一声が、私お話をさせていただきましたときに、ここの町長さんは、この町は偉いねというようなことで、私は駐車場係をしておった際に大変お褒めの言葉をいただきました。そこでなぜですかというようなことで尋ねますと、よくこの古い校舎を残し、こういったイベント、いろいろなされているようですが、そのことがすごいというようなことでお褒めの言葉をいただきました。

また、特に写真の愛好家であったり、絵の好きな方などにおいては、先ほど課長からもお話がございましたとおり、景色が特に素晴らしいと言われておりました。できるならば、この校舎、これからもずっと残していただきたいなというようなことを言われておりました。しかしながら、今回がこのイベントが最後だと聞いて、とても残念だと。年1回、楽しみに高森町に来ておりましたけれども、できるなら今後も続けていただきたいというような要望でございました。

では、最後に、町長さんのほうにお伺いをいたしますけれども、町長さんはこのフォークスクールには何度も足を運んでいただいております。特に、阿蘇アート&クラフトフェア開催中におきまして行われますスタッフと工芸家、作家の皆さん方の懇親会、これは中身につきましてはバーベキュー体験でありましたけれども、これにも参加をしていただきました。今回、大変公務の忙しい中にも今回も参加をしていただき、私から見ましても、本当に立派な挨拶をしていただきました。来場者の方からも大変、町長さんのことを私ども褒めていただいたわけでありませ

も、町長さんもじかにここにお見えになっております。皆さん方と対話され、いろんな話をされいろんな要望とかもあったのではないかと思います。町長さんから最後の私どものこのフォークスクールの感想なり、そして、今、課長にもお願いをいたしましたけども、今後のクラフトフェアに関して何かいい考えがないものかをお伺いをいたします。

○議長（牛嶋津世志君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）まずは地元の実行委員会の方、そして、コロナ禍もそうですが、約20回の開催を参加していただいた全国のアーティストの皆さんに感謝したいなと思います。感想としては、とてもすばらしい地元の熱意があるイベントだというふうに思っております。

逆に、今回、これでなくなったということです。私のほうからは、逆に議員に御要望をしたいというふうに思います。やはり、本田議員がある意味、これだけの時間をかけて地元の方と作り上げてこられたアート&クラフトフェアです。いま一度、高齢化されてる会員の方もいらっしゃいますが、本田議員、現職の議員さんですので、いま一度力を振り絞っていただいて、ぜひ先頭に立って地元の御意見をまずはまとめていただきたいというふうに思っております。その地元の意見を基に、町としては何ができるかということを考えていきたいというふうに思っております。例えば、アート&クラフトフェアだけではなくて、これは町の中の風鎮祭もそうですけど、それ以外の地域イベントも本当に持続が難しくなっております。これはもうみこしの担ぎ手もいない、準備する人もいないというようなところも出てきております。ですので、全てを高森町の公式イベントにはできません。ですので、やはり大事なことを地元の熱意、その熱意を議員がいま一度、今までの会員さん、理事さんだけではなくて、もう一度、地域でこれをどうするべきかということを話し合っていて、町にぶつけていただけないかなというふうに思います。町としては、大変私としては政策で掲げてますので、町長としてはうれしい、例えばの例で言いますと、アーティストの方が移住していただいて、そのアーティストの方がまた中心となって地元のこれまでやってこられた方をオブザーバーにつけられて、新しい組織を立ち上げられるとか、そういう協議会を作られるとか、議員が二十数年前に今の実行委員会を作られたときと同じような形を、いま一度チャレンジしていただきたいなど。そこには、今、町として移住定住という施策を掲げてますので、アーティストの方がそれだけ環境がいいと言われるなら、ぜひ高森町にも住んでもいいよと、そして、ここでアーティスト活動をやってもいいよと。それから課題が、じゃあ仕事があるか、どういうことが町がバックアップしてくれるか、県がバックアップしてるか、いろんな話ができると思います。ぜひ前向きに、二十数年前

の熱意をもう一度思い出していただいて、議員自ら先頭に立っていただいて、地元の意見を取りまとめていただいて、そこに今までなされてきた方だけではなくて、先ほどおっしゃった町外から参加されたアーティストの方の御意見も入れていただいて、だったらあなたもここに入っていないかというところまで本当にまとめていただけるならありがたいなと思いますし、先ほど、最初に感想で申し上げましたように、高森町にこれだけ来町者を作っていたいただいたイベントですので、町としてはとても大事に検討をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

○9番（本田生一君）御答弁ありがとうございました。

最後になりますけれども、今、町長さんの答弁の中にもありましたとおり、いま一度、二十数年前に返ったその気持ちをとというようなことで答弁がございました。このフォークスクール自体が本当に工芸家、作家の皆さん方にお世話になるわけがありますけれども、これが今町長さんも言われましたとおり、工芸家、作家の皆さん方、この地元上色見のほうにも数名おられます。名前を出してもいいんですけども、山田さんという方がこの上色見の地に来られまして、そして、この方が本当に多くの友達等を得られて、こういったクラフト展というのは、130名ほどの作家さんと呼ばれるということは、やっぱり人脈がないとこれだけの作家さんは、こういったイベントはないようであります。今、町長さんが言われましたとおり、今後におきましては、こういったことを続けていくためには、やはりまた地元でもそういった工芸家、作家の皆さん方とも協議をしながら、またお願いをしながら、何らかの形で今後やれることがあれば続けてまいりたいと思います。本当にこれまで長きにわたりまして阿蘇フォークスクールが行政の皆さん、そして、上色見の地域の住民、町民の皆さん方には大変お世話になってきましたけれども、ここで代わりまして私のほうからもお礼を申し上げまして、今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（牛嶋津世志君）9番、本田生一君の質問を終わります。

一般質問を続けます。2番、武田栄喜君。

○2番（武田栄喜君）2番、武田です。本日は、一般質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

私が議員活動をする中で、町民の皆様と対話する中で気づかされたことの一つでございまして難聴に対する課題及び支援等につきまして、順を追って聞きたいと思っております。

本町は、高森町新教育プランの下、教育分野におきまして類まれなDX化が進んでおり、また、すばらしい成果を上げておられると思います。しかしながら、若い

世代を中心に、最近、こと問題となっておりますヘッドホン難聴等のリスクの懸念がされると私は思っております。

そこで、教育現場において、現在、高森町の児童生徒に対し、ヘッドホン難聴等のリスク軽減の取組、また、今後の課題等の考えはどのようなものがあるかおありになるか答弁をお願いいたします。

○議長（牛嶋津世志君）教育委員会事務局長、村上純一君。

○教育委員会事務局長（村上純一君）ヘッドホン難聴とは、ヘッドホンやイヤホンを大音量で長時間使用することにより耳がダメージを受け、徐々に難聴が進行していくものです。ある日突然聞こえなくなるものではなく、何年もかけてゆっくり聞こえにくくなり、一度失った聴力は二度と戻らないとされております。ヘッドホン利用の許容時間は、週当たり約40時間ございまして、若年者につきましては、75デシベル、この75デシベルというには、掃除機をかける音の量とされております。その許容範囲とされてございまして、ただし、どんなに大きい音を聞いても40時間未満なら安心ではなく、音が大きいと許容時間は短くなり、難聴が進んでいくというようなことを調べてまいりました。

次に、学校でのヘッドホンの使用時間についてお答えいたします。

町立学校3校に調査しましたところ、教科、単元によって異なってきますが、週平均の利用時間は5分から30分程度、週で最大の利用時間は60分程度と学校より報告がっております。なお、学校での利用と家庭での利用を含めても週40時間の許容基準を大きく下回る結果となっております。学校では、学校保健安全法第13条、また同施行規則第6条により、毎年定期で健康診断を行わなければなりません。その一つに聴力検査が含まれております。令和5年度から7年度、過去3年に遡りました検査結果では、町立学校に難聴の子供はいないのが現状でございます。

以上の状況から、教育委員会としましては、課題や対策について、現時点では必要ないものと考えております。利用する際の音量や聴力の大切さにつきましては、健康教育を通じて注意をしっかりと促してまいります。

以上でございます。

○議長（牛嶋津世志君）2番、武田栄喜君。

○2番（武田栄喜君）御答弁ありがとうございました。

今、いわゆる学校の現状等が分かりましたけれども、結局のところ、難聴の児童生徒の方々がおられないので、いわゆる町の教育委員会としては課題の対策は現状必要でないという考え、また、健康教育を通じて注意を促すという答えだったと思いますけれども、正直、私の考えからいたしますと、学校教育が、いわゆる学校保健安全法において、最後の聴力検査の可能性のある人たちがいるということを確認

していただきたいのであります。その上で、学校という集団は、私の考えますところ、大事ないわゆる集団全体を対象とした健康リスクを下げる取組ができる場所だと考えております。カタカナで言いますとポピュレーションアプローチの場と認識しているということでございます。難聴でないお子さん方も将来は、先ほど教育委員会がまとめましたとおりですけれども、ゆっくと難聴は進むものでございますので、決して将来的に難聴にかかるリスクがないとは到底言えないものだと私は思います。その上で注意喚起にとどまることなく、今後はできれば、先ほども言いましたけれども、聴力検査が最後の機関が学校教育の場ということがありますので、しっかりとDX等を通じて、学校生徒の学びの場を設けていただきたいと思う次第でございます。よろしく願いいたします。

それから、学校教育の現場の現状等は分かりましたけれども、大方、町民の皆様は義務教育を終えられておられる方がメインでございます。現在、高森町は健康増進事業において難聴に対する検診は対象としておりません。これは多くの自治体もそうなのですが、私といたしましては、認知症リスク軽減のためにも検査の導入をすべきだと思っておる次第でございます。そこで、健康推進課長並びに町長に考えをお聞きしたいと思います。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋津世志君）健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長（津留大輔君）現在、高森町の健康推進課で実施している健診は、健康増進法及び高齢者の医療の確保に関する法律、いわゆる高確法に基づく各種健診を実施しております。聴力検査につきましては、法令等による規定がないために実施しておりません。議員の御質問のとおり、加齢による聴力低下、難聴が認知症の危険因子になるということは、関係する学会等でも報告をされております。難聴に対する検診の導入につきましては、他の自治体で幾つかの導入事例はありますが、ほとんどの自治体では実施していないのが現状でございます。町独自の事業として聴力検査を実施すると考えた場合、住民健診に合わせて実施する方法が考えられますが、幾つかの問題点があります。住民健診は、一度に大人数を実施する集団健診の形式で行われており、聴力検査に必要な周囲の雑音を遮断する静かな環境を確保することが難しく、集団健診での聴力検査の実施に健診の事業所や医療機関が対応可能であるのか、不透明な部分もあります。

また、聴力検査に係る費用は、町の一般財源を原資とした町独自の事業となりますので、新たな予算の確保も必要となります。しかしながら、聴力を維持することは、いきいきと過ごすために重要であり、難聴を早期に発見することができれば、認知症リスクの軽減につながると考えています。難聴を早期発見する手段として、検診が有効であるのか、ほかの方法があるのか、費用対効果等も考慮して最

適な方法を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）津留課長が答弁をしたように、認知症リスクというのがあるということは私も承知しております。その認知症リスクを軽減するということが目的とするならば、介護予防事業の一環として高齢者を対象とすることが適当ではないかなというふうに考えます。ただし、これを年齢層を問わずに実施するとなるには、目的の整理が非常に必要かなというふうに思いますし、やはり、課長が答弁したように、環境的にも非常に難しいところもあるというふうに思います。認知症リスク軽減ということは、行政としては当然やっていかなければいけないと思いますので、この目的の整理をしっかり課でやっていただいて、課のほうからどういうことが目的で、どういうやり方がやろうと思えばできるかということをしっかりまとめていただき、その上で検討を重ねていくべきではないかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（牛嶋津世志君）2番、武田栄喜君。

○2番（武田栄喜君）御答弁ありがとうございました。

財源が要るとか、結局、いろいろ諸問題があるとは思いますが、私がいろいろな関係機関等を調べさせていただきました中に、第8回難聴への対応に関する連絡協議会、令和7年3月25日、資料1というものがございまして、健康診断・検診等に対する今現在の取組は、先ほど述べたとおりでございます。難聴のいわゆる聴力検査はされておられません。これは担当課は厚生労働省健康生活衛生局健康課というところが出しておるやつでございます。その中で、今後のその他の取組といたしまして、健康増進事業の内容については、科学的知見に基づき定められるところであり、難聴に対する検診を対象とするかについても、必要な知見を収集していくというふうになってるわけでございます。私が何で今の質問をしたかと言いますと、結局、この知見を収集するということに関して言うなら、国の政策に今後、強力的なアプローチができるのではないかとこの見解の下に質問をさせていただきました。しかしながら、今の答弁内容等は、若干、前向きではないなという私の見解ではございます。しかしながら、どうしても町民の皆様の健康をやっぱり維持するためにも、何らかの方法を取るべきではないかと思っておる次第です。その中でも高森町は公民館改修事業等で通いの場、広場、または社協等のミニデイの取組等を盛んに行われております。そういう中で、今は、それこそ先ほどから言っておりますけれども、皆さんお持ちの携帯アプリ等に難聴の簡易検査ができるアプリ等ございます。それを利用してやっていく方法もありではないかと私は考えております。

また、簡単なものでしたら、難聴のチェックシートというものもございます。ですので、そういうものを利用して、いわゆるポピュレーションアプローチをかけていただく、そういう政策を練っていただけるのが非常に大事ではないかと思う次第でございます。よろしく御検討をお願いいたします。

続きまして、難聴は皆さんもう認識はあると思われますけれども、認知症のリスク因子であり、軽度、中度、重度といろんな層がございます。標準的聴覚に対しまして、この軽度、中度、重度の認知症リスクは、約2倍、約3倍、約5倍と、それだけでリスクが高まるという結果報告がなされております。先ほど町長もちよつと言われましたけれども、私は年代層を問わず、この軽度、中度難聴者にも支援をすべきだと思うのですけれども、担当課、町長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長（牛嶋津世志君）健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長（津留大輔君）現在、高森町では障害者総合支援法に基づく補装具としての補聴器の購入や修理に対して、費用の支給を行っております。これは補聴器を装着しなければ日常生活に支障を来す方、具体的には聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちの方と難病患者が対象となっております。それ以外の軽度や中度の難聴者に対しての補助制度は、現在のところ高森町にはございません。全国保険医団体連合会が取りまとめた資料によりますと、2025年6月現在、全国で464自治体、熊本県内では6自治体が補聴器購入費の助成を行っております。対象年齢は65歳以上が多く、18歳以上としている自治体もあります。支給要件としましては、聴力障害による身体障害者手帳の交付を受けていないこと。耳鼻咽喉科の医師により補聴器が必要と判断されていることがほぼ共通の要件となっております。補助金の額は自治体によって様々ですが、2万円から3万円を上限とする自治体が多くなっております。全国的に事例も多くあり、今後も広がりを見せていくことが想定されます。健康推進課としましては、対象年齢の設定や財源、事業の目的などの課題、問題を整理し、本町で実施可能であるのか検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）町長、草村大成君。

○村長（草村大成君）議員おっしゃるように、全ての年齢層というところ、つまり軽度だったり中度難聴者も含めてというところの支援というところだと思います。先ほどから津留課長が申し上げてますように、町が独自で難聴検診の公式的な実施というところはいろんな整理が必要だと思います。ただ、判定基準がなかなかないと、町が判定する基準がありませんので、そこに関して独自事業でやるというのは、聴力検診というところでは難しい。先ほど議員がおっしゃいましたように、ポピュレ

ーションアプローチ、高森町としては、つまり周知徹底をして、例えば、議員がおっしゃったようにアプリだったりチェックシート、簡易的なもので自分で判断、もしくは、そういうところが自分が今そういう状況なんだなということが分かっていただけで、聞こえにくい方は早めに医療機関に受診を促していくということ、それが今できること。それと同時に、先ほどおっしゃった、課長も言った補聴器の補助制度ということは、これはできるというふうに思ってますし、現状、熊本県内でもやっているとところもございます。ですので、今後、これは補助制度の新設になりますので、目的や財源をきちんと整理するように担当課に指示は出したいというふうに考えております。

また、これを実現の可能性がある場合には、しっかり議会にも提案させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（牛嶋津世志君） 2番、武田栄喜君。

○2番（武田栄喜君） 御答弁ありがとうございました。

補助事業につきましては、できれば軽度、中度とも鑑みていただければ幸いですけれども、答弁内容といたしましては、町としては前向きであるなというのが、私が今感じた次第でございます。

また、結局、年齢を問わずと質問した理由は、先ほど私が述べました知見を広く収集するという意味であるならば、年齢を問わず、当然、そういうデータのものを国に示すためにもしたほうがよいのではないかという考えで質問させていただいた次第でございます。補助については、今後、精査していただいて、なるべく早く、ほかの自治体に負けない補助をしていただければ幸いです。

本日は、難聴に対して課題等を取り上げさせていただきました。難聴になりますと、当然、生活の制限、精神的な影響、また社会的な孤立、認知機能の低下など多岐にわたります。また、コミュニケーションの困難さ、周囲の理解不足や適切な支援体制の構築と、様々な問題があります。私がこうして一般質問をすることもポピュレーションアプローチの一つだと思っております。また、今後とも私は行政の動き等を注視しながら、今後とも提案等をさせていただきたいと思っておる次第でございます。

これにて私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（牛嶋津世志君） 2番、武田栄喜君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後0時04分